



# 国土交通省 関東地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Kanto Regional Development Bureau.

平成30年8月28日(火)  
国土交通省 関東地方整備局  
建政部

## 記者発表資料

### 建設業者に対する監督処分について

関東地方整備局は、株式会社フジタに対し、建設業法に基づく監督処分を行いました。  
詳細は別紙のとおりです。

#### 発表記者クラブ

竹芝記者クラブ・神奈川建設記者会  
横浜海事記者クラブ・埼玉県政記者クラブ

#### 問い合わせ先

建政部	建設産業第一課長	きたの じゅん 北 埜 順 (内線6141)
	課 長 補 佐	えのもと こういち 榎本 公一 (内線6143)

電話 048-601-3151(代表)

FAX 048-600-1921

## 建設業者に対する監督処分について

国土交通省関東地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

記

### 1. 処分対象業者

	商号	許可番号	代表者	所在地
①	株式会社フジタ	国土交通大臣許可 (特-29) 第19796号	奥村 洋治	東京都渋谷区

### 2. 処分内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

#### (1) 期間

平成30年9月12日から平成30年10月11日までの30日間

#### (2) 停止を命ずる営業の範囲

東北地方整備局管轄区域全域（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県）における土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの。

### 3. 処分理由

株式会社フジタの東北支店従業員である農林水産省東北農政局の元職員（以下「農政局OBの従業員」という。）が、平成24年4月1日以降、東北農政局が発注する土木一式工事5件について、同局の評価担当者に対し、技術提案書の提出期限前に当該提案書の添削等を依頼し、その添削等を踏まえて当該提案書を作成して同局に提出し、また、農政局OBの従業員が当該評価担当者に対し、入札書の提出期限前に、入札参加申請者の技術評価点及び順位を問い合わせ、これらに関する情報の教示を受け、入札を行った。これらの行為は、自己と競争関係にある入札参加者である建設業者とその取引の相手方である農林水産省との取引を不当に妨害するものであり、不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第14項に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反するものとして、平成30年6月14日、公正取引委員会より独占禁止法第20条第2項の規定に基づく排除措置命令を受けた。